

ODAとOOFについて

- 1 . ODAの定義と対象国、ODAとOOFの境目等 1
- 2 . 国別、地域別、分野別戦略とODAツールの組合せ 4
- 3 . 海外経済協力に関する主要国の立案・実施体制 5

平成 18 年 1 月 18 日

1. ODAの定義と対象国、ODAとOOFの境目等

我が国の海外経済協力の分類

	譲許性(注1)	概要	主な供与分野	供与対象国の目安	供与の様態
その他政府資金 (OOF) (輸出金融、投資金融、事業開発等金融、出資等)	低	<ul style="list-style-type: none"> 我が国のプラント等の輸出支援、資源・エネルギー等の重要物資の安定的確保、我が国産業の国際的事業展開支援及び基盤整備、国際金融秩序の維持等の政策目的を実現するための出融資。 	プラント輸出支援 資源輸入金融 インフラ建設事業 金融危機対応支援等	開発途上国から中進国までなど幅広く供与し、特に制限なし(ただし、先進国向け業務は原則廃止)	外国政府、日本企業等に供与。 案件毎の供与額は概ね数千万円から1千億円強まで。
円借款	中 (G/E 25) (注1)	<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを目的とする、<u>長期・低利の融資</u>。 主として、比較的規模の大きい、<u>社会・経済インフラ整備、環境対策、経済安定化、高等教育</u>に対する支援。 商業性なし。 貿易を歪曲しないよう、国際的に特別の制限がある。 	大規模インフラ支援 環境対策支援 経済安定化支援 高等教育	世界銀行が融資を行う基準としている水準(一人当たりGNI約5,295ドル)以下の発展段階にあり、かつ債務返済能力のある開発途上国(注2)	途上国政府に供与。 金利・償還期間は次の条件により変動する。 ・途上国の発展段階 ・対象分野 ・我が国技術の利用の有効性 案件毎の供与額は概ね50億円～500億円程度。
無償資金協力	高 (G/E = 100)	<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを目的とする、<u>返済義務を課さない資金贈与</u>。 主として基礎生活分野(保健・医療、初等教育、水等)の支援を行うが、所得水準の極めて低い途上国については、<u>基礎インフラ等</u>も対象とする。 機動的に供与できる支援であり、災害支援、平和構築等に幅広く供与されている。 商業性なし。 	基礎生活分野 人づくり分野 貧困削減 紛争予防・平和構築 草の根支援 災害復興支援 人間の安全保障 基礎インフラ支援 水産支援 留学生支援 地雷支援 環境	主として、世界銀行が贈与を行う基準としている水準(一人当たりGNI1,465ドル以下)以下の開発途上国(注2)	途上国政府に供与。(草の根支援については、実施団体に直接供与。) 案件毎の供与額は概ね1億円～30億円程度。(草の根支援については原則として1件1,000万円以下。)
技術協力	高 (G/E = 100)	<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを目的とする、<u>専門家・ボランティアの派遣、研修員の受入、開発調査の実施等</u> 我が国の技術や知識を移転し、開発途上国の社会経済開発の担い手となる人材の育成、技術水準の向上、制度や組織の確立・整備を支援。 	制度整備支援 基礎生活分野 人づくり分野 貧困削減 紛争予防・平和構築 災害復興支援 人間の安全保障 基礎インフラ支援 環境	すべての開発途上国(注2)(一人当たりGNI10,065ドル以下)	案件毎の供与額は概ね数百万円～数億円程度。

(注1) 譲許性

・援助条件の緩やかさ。譲許性を表示するため、グラント・エレメント(G/E)という指標が使われている。

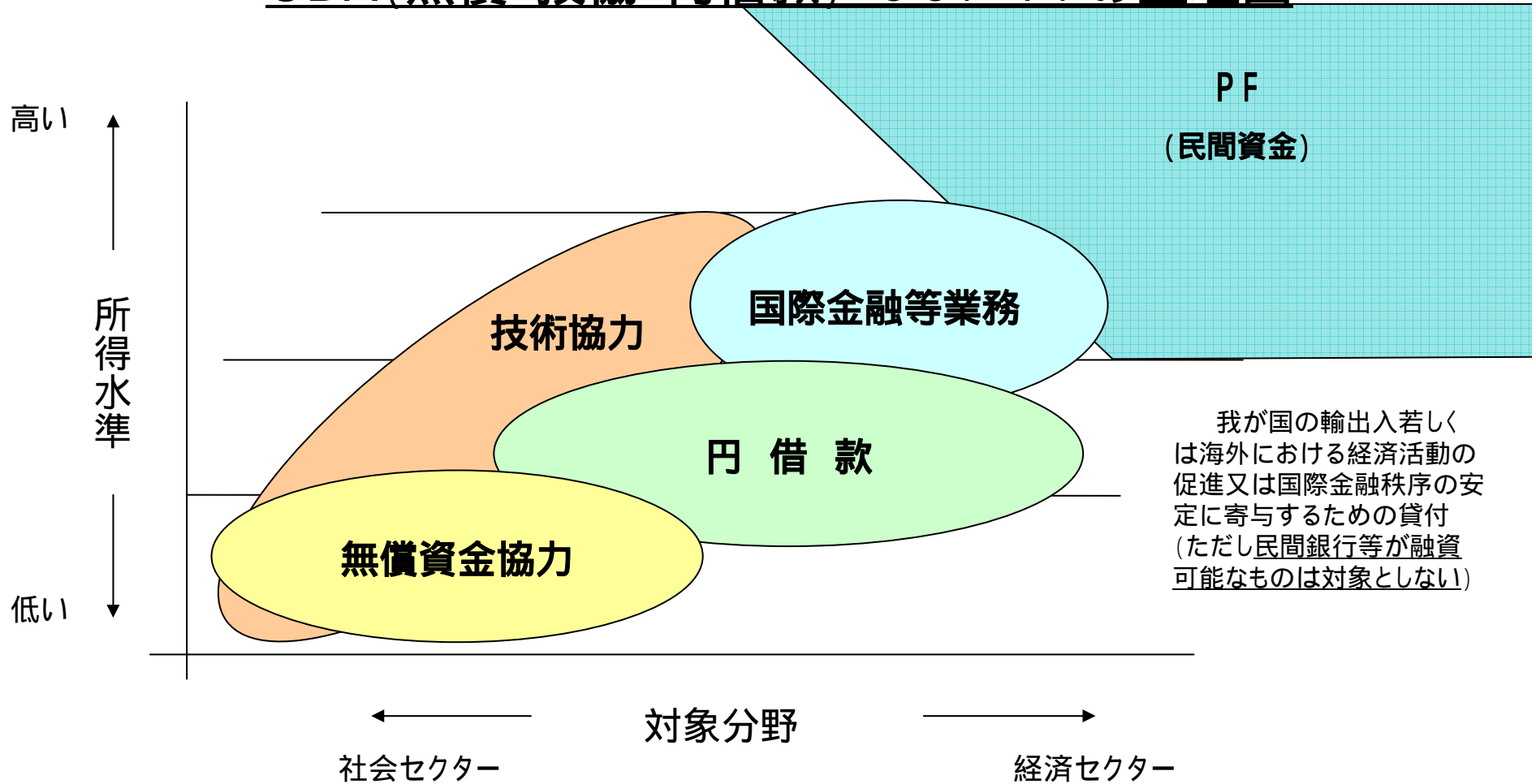
・グラント・エレメントは、商業条件(金利10%と仮定)の借款を0%と仮定し、金利・返済期間・据置期間などが緩和されるに従って高くなり、贈与(グラント)の場合は100%となる。

OECDの開発援助委員会(DAC)の統計上、グラント・エレメントが25%以上がODAとして計上される。

(注2) 開発途上国

・DACが定めるリストに掲載されている国。

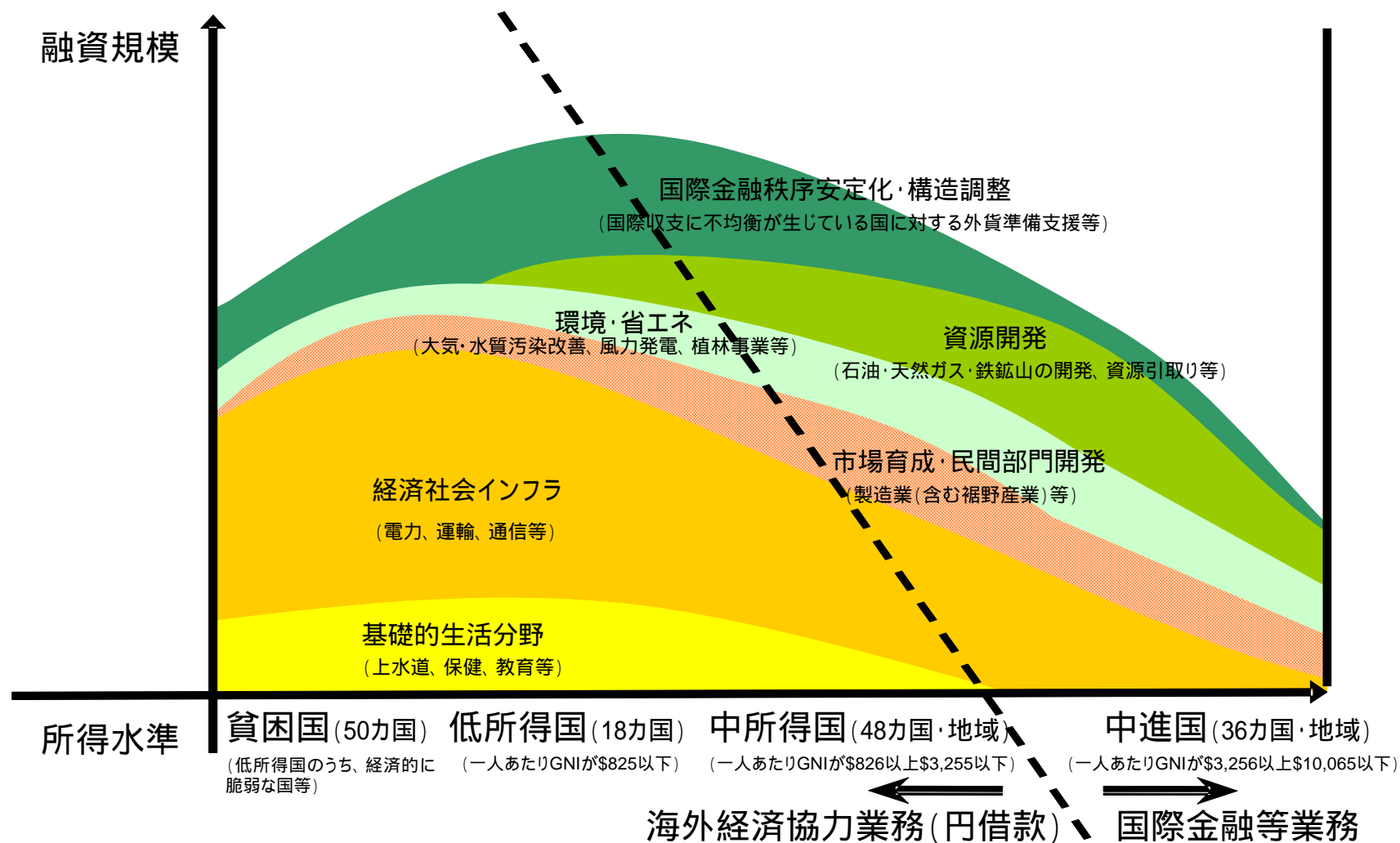
ODA(無償・技協・円借款)・OOF・PFの整理図



(供与対象国の目安)

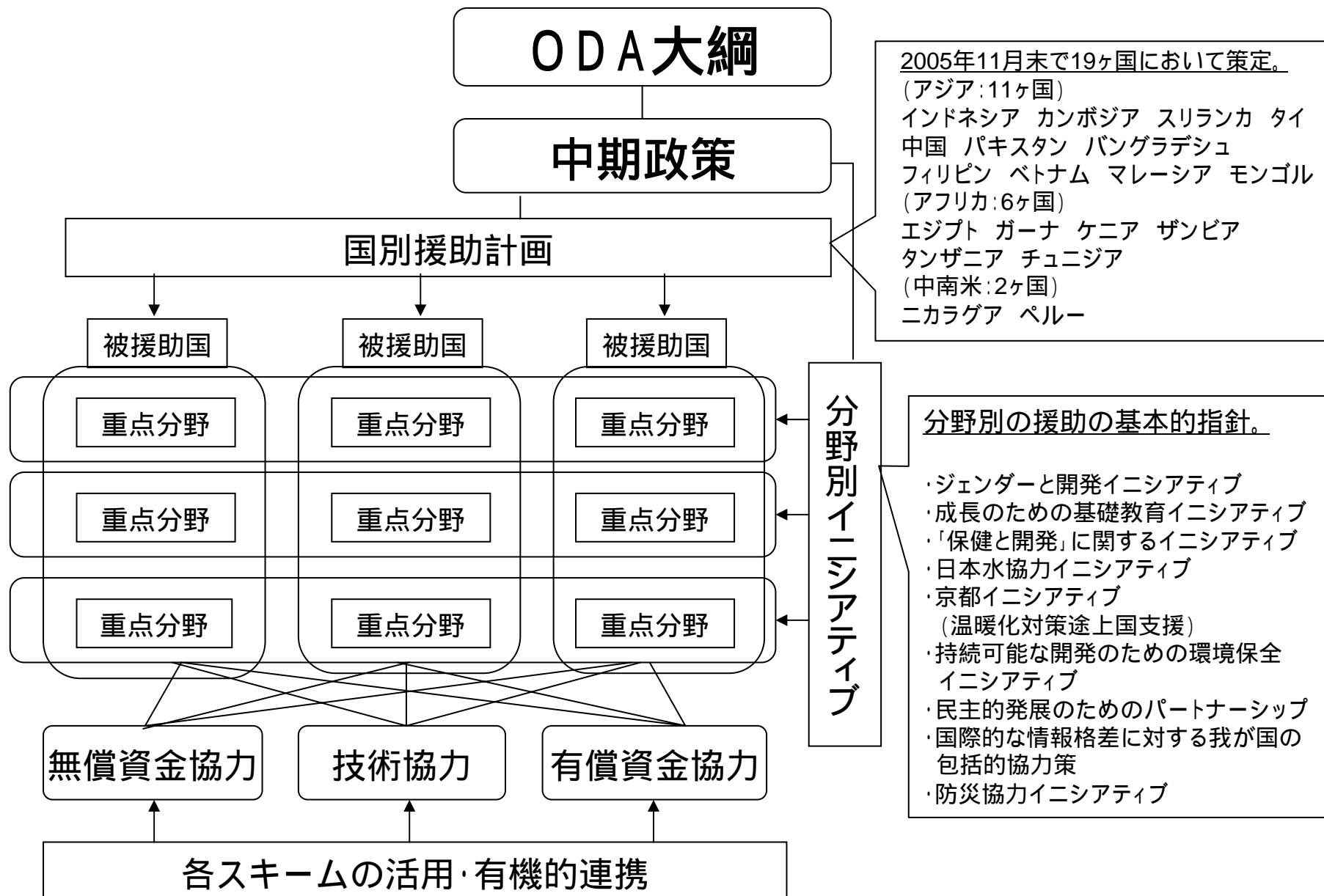
- 無償 : 一人あたりGNI約1,500ドル以下の国
- 円借款 : " 約5,000ドル以下の国
- 技協 : " 約10,000ドル以下の国

貧困国から中進国までの各発展段階に応じた幅広い金融ツール



(注) 所得水準(2004年)による区分は、OECD開発援助委員会(DAC)の定義による。

2. 国別、地域別、分野別戦略とODAツールの組合せ



1. 米

ODA

3. 海外経済協力に関する主要国の立案・実施体制

政策部門

実施部門

国務省
(国務長官)

米国際開発庁 (USAID)
(USAID長官)

・二国間援助(資金協力、技術協力)の企画・実施等を担当

・国連諸機関への拠出等を担当

・USAID長官は国務長官に報告義務
・国務省とUSAIDは外交政策に沿った援助政策が実施されるよう協働

ミレニアム開発公社 (MCC)
(理事長は国務長官)

・開発援助予算のうち、新たに増額されるミレニアム挑戦会計部分を管理

・理事会には、国務長官の他、USAID長官、財務長官、USTR代表等が参加

・その他、財務省(国際金融機関への拠出等)、農務省(食糧援助)等が援助に関与。

* 1992年以降、有償資金協力によるODAを実施していない。

OOF

財務省

米国輸出入銀行 (US EXIM)

・輸出金融等を担当
・全額連邦政府出資の独立連邦政府機関

OECDのルール遵守の観点からUS EXIMやOPICを監督しているのみ

理事会に商務省長官および通商代表が参加(ただし投票権なし)

国務省
(国務長官)

・国務長官直轄

海外民間投資公社 (OPIC)

・海外投資金融等を担当
・全額連邦政府出資の独立連邦政府機関

理事会に商務省、国務省、労働省、財務省、通商代表部の次官クラスが参加

2. 仏

ODA

政策部門

実施部門

外務省

・無償、技術協力、文化・
科学技術協力、仏語振興
を担当

仏 開発庁 (AFD)

・外務省と経済財政産業省の共管。
・開発銀行と援助実施機関の両面あり。
・無償資金協力の一部及び有償資金協力の実施を
担当。

経済財政産業省

・有償資金協力、国際金
融機関への拠出等を担当

OOF

仏 開発庁 (AFD)

・途上国の民間プロジェクトへの貸付、保証

経済財政産業省

外務省

経済協力振興投資公社
(PROPARCO)

・途上国の民間プロジェクトへの貸付、出資、保証
・AFDが約67%出資の子会社

3. 英

ODA

政策部門

実施部門

国際開発省 (DFID)
(国際開発大臣)

・閣内大臣の下、援助政策の立案から実施までを一元的に担当。

* 1998年以降、有償資金協力によるODAを実施していない。

OOF

貿易産業省

輸出信用保証局
(ECGD)

・輸出金融等を実施

・政府の1部局(貿易産業省の外局)

国際開発省
(DFID)

CDCグループ

・海外投資金融等を実施
・政府(DFID)が全額出資の民間グループ
(英連邦開発公社から民営化)

4. 独

政策部門

実施部門

ODA

開発協力省 (BMZ)

- ・援助政策全般の企画・立案を担当。
- ・有償資金協力を含む資金協力の企画・立案は、復興金融公庫とBMZが協議して実施。

外務省

- ・自然災害、人道支援を担当。

復興金融公庫 (KfW)

5つの部門から成る銀行グループ (公法人の総称)

KfW開発銀行

- ・途上国への資金協力を実施。
- ・資金協力の条件は、途上国の所得水準により異なる。

技術協力公社 (GTZ)

- ・BMZ下にある全額政府出資有限会社。
- ・BMZ等からの委託を受けて技術協力を実施。

OOF

大蔵省

- ・KfWを監督。

経済技術省

・協議

復興金融公庫 (KfW)

監査役会に財務大臣、外務大臣、経済技術大臣、経済協力開発大臣等が参加

KfW 国際プロジェクト 輸出金融銀行

- ・輸出金融、海外投資金融を実施。
- ・2007年12月までにKfW本体から完全分離し、別会社を設立予定。

独 投資開発公社 (DEG)

- ・海外投資金融を実施
- ・KfW全額出資の子会社

政策部門

実施部門

5. イタリア

ODA

外務省

・有償資金協力、無償資金協力、技術協力、国連関係機関への拠出等を一元的に企画

・外務省開発協力総局内の中央技術ユニットが二国間援助の実施を担当。

経済財政省

世銀等国際金融機関
に対する拠出を担当

依頼

Artigiancassa 銀行

・有償資金協力に関しては、外務省の依頼に基づき、経済財政省の許可の下に、同銀行が管理する回転資金を使用

許可

OOF

生産活動省

海外進出企業促進会社 (SIMEST)

・イタリア政府が株式の76%を所有する株式会社
・輸出信用、イタリア企業のF/S実施のための融資等を担当。

政策部門

実施部門

6. カナダ

ODA

国際開発庁 (CIDA)
(国際協力大臣)

・援助政策の立案・援助の実施を担当

外務省

・平和・安全保障基金、ローカルイニシアティブ基金(在外公館を通じた小規模援助)

財務省

・世銀グループ、債務救済政策を担当

* 1986年以降、有償資金協力によるODAを実施していない。

OOF

国際貿易省

・貿易政策を担当、EDCを所管

輸出開発公社 (EDC)

・カナダ政府100%出資の公営企業
・カナダの貿易投資促進のための、直接融資、保証、出資等の実施を担当

海外経済協力に関する主要国の立案・実施体制

国名	ODAに関する体制・主要官庁	援助目的	スキーム	スキーム毎に関連する省庁・機関
米	<p>・米国際開発庁 (USAID) (53%)、国務省 (16%)、財務省 (12%) の他に、農務省、商務省、国防省、エネルギー省、保健省、国土安全省、労働省、運輸省等が援助を実施 (2004年のGross値)。</p> <p>・関係省庁全体を取りまとめるメカニズムはないが、実態的にはNSCや国務長官の下で調整が行われている (調整権限に関する法的根拠はない)。</p> <p>・復興・安定化支援については、国務省がNSC、国防省と調整の上、立案・実施を行う (2005年12月より)。</p> <p>・USAIDは独立組織であるが、国務長官に対する報告を行うとともに、国務長官の権限及びガイダンスの下におかれている。</p> <p>・ミレニアム挑戦公社 (MCC) の理事長は国務長官が就任。</p>	<p>・アメリカ国民及び国際社会の利益のために、安全かつ民主的、繁栄した世界を創造する</p> <p>・国際場裡における米国の共有された使命及び目的を追求するに際し、米国の援助政策は外交政策と十分に整合させていなければならない。</p> <p>(国務省・USAIDの「戦略計画 - 外交と援助政策の整合性確保」より)</p>	無償・技協	立案: USAID、国務省、MCCなど 実施: USAID、国務省、MCCなど (ODA予算を計上しているのは21省庁・機関)
			有償	実施していない。
			国際機関拠出	国際開発金融機関: 財務省 国連関連機関: 国務省
			OOF	海外民間投資公社 (OPIC)、米国輸出入銀行 (EXIM)
仏	<p>・2004年の省庁間国際協力・開発委員会 (CICID) にて外務省が開発援助政策の戦略的方向付けを行うことになった。これを受け、外務大臣の権威の下に、国際協力・開発・仏語圏大臣 (外務省の閣外大臣) が関係省庁の調整に主導的役割を果たすことになった。</p> <p>・外務省および経済財政産業省がODAに中心的な役割。それ以外の各省庁 (国民教育・高等教育・研究省、農業・漁業省、環境・持続的開発省、文化・コミュニケーション省など) は一部技協を担当。</p> <p>・年1回開催されるCICID (外務省と経済財政産業省が事務局を務める) で各省庁の施策の一貫性を確保。</p> <p>・予算法案提出時に、ODA全省庁の予算を取りまとめた政策横断文書を国際協力・開発・仏語圏担当大臣の主導により策定。</p> <p>・外務省と経済財政産業省が仏開発庁 (AFD) を共同管轄。</p>	<p>・国際協力は外交の中核的な特色。開発援助はフランス外交政策において普及している (外務省方針より)</p> <p>(注: 法令や各種資料においては、ODAの対GNP比やMDGsへの貢献等のみ記載しており、援助の政策目的に関する記載なし。)</p>	無償・技協	立案: 外務省など 実施: 外務省、AFDなど (ODA予算を計上している省庁・機関は、外務省、経済財政産業省、国民教育・高等教育・研究省、農業・漁業省、環境・持続的開発省、文化・コミュニケーション省など)
			有償	立案: 経済財政産業省 (AFDに委託せず、独自の予算で実施するものは外務省と相談せず) 実施: AFD
			国際機関拠出	国際開発金融機関: 経済財政産業省 国連関連機関: 外務省
			OOF	AFD、経済協力振興投資公社 (PROPARCO) など
英	<p>・国際開発省 (DFID) が閣内大臣の下、援助政策の立案・実施を担当するも、開発予算の約13%が他省庁による二国間援助。</p>	<p>・持続的発展の促進及び人々の福祉の増進により、貧困を削減 (国際開発法2002より)</p>	無償・技協	立案: DFIDなど 実施: DFIDなど (他の関係省庁数は調査中なるも、開発予算の約13%が他省庁による二国間援助)
			有償	実施していない。
			国際機関拠出	国際開発金融機関: DFIDなど 国連関連機関: DFIDなど
			OOF	輸出信用保証局 (ECGD)、CDCグループ (英連邦開発公社から民営化)

国名	ODAに関する体制・主要官庁	援助目的	スキーム	スキーム毎に関連する省庁・機関
独	<p>・開発協力省(BMZ)が開発援助政策の中心。外務省(自然災害、人道支援)、財務省(ECへの拠出、債務救済)の他に、保健省、消費者保護・食料農林省、家庭・青少年・婦人省、教育研究省、内務省、環境・原子炉安全省、国防省が関与。</p> <p>・外務省とBMZは被援助国の選定、国別戦略文書、プロジェクト内容等で協議を実施。BMZと他省庁の間では協議は行われていない。</p> <p>・その他各省は技術協力公社(GTZ)に案件実施を委託しうる(その場合、BMZは協議を受けることができる。)</p>	<p>・世界における貧困を削減し、平和の構築と均衡あるグローバル化の推進を実現すること、ドイツ自身の将来の確保のための貢献(BMZ方針より)</p>	技協	立案: BMZ、外務省、大蔵省など 実施: GTZ、独開発サービス、独国際人材育成会など (ODA予算を計上しているのは、ODA全体で10省庁)
			有償・無償	立案: BMZなど 実施: 復興金融公庫(KfW)など (ODA予算を計上しているのは、ODA全体で10省庁)
			国際機関拠出	BMZなど
			OOF	KfW、ドイツ投資開発公社(DEG)など
伊	<p>・外務省がODAの中核、その他経済財政省、農業省、内務省、環境省、生産活動省、法務省、教育省、首相府がODA予算を有する</p> <p>・ODA基本法に基づき、100万ユーロ以上の全ての案件は、外務大臣の主催する経済開発協力運営委員会で審査され、実施の可否が決定される。</p> <p>・有償は、外務省の依頼に基づき、経済財政省の許可の下、アルティジャンカッサ銀行(民間銀行)が実施。</p>	<p>・世界の人々の安全と尊厳の確保、グローバルレベルでの経済相互依存の構築、改善及び確立とその経済成長の分配、世界におけるイタリアの役割とイメージの確立(外務省方針)。</p> <p>・ODA基本法は、途上国援助が外交政策の一部であることを明記。</p>	無償・技協	立案、実施: 外務省など (ODA予算を計上しているのは8省庁)
			有償	立案: 外務省 実施: アルティジャンカッサ銀行(民間銀行)
			国際機関拠出	国際開発金融機関: 経済財政省 国連関連機関: 外務省
			OOF	海外進出企業促進公社(SIMEST)
加	<p>・国際開発庁(CIDA)が援助政策の立案、援助の実施を担当。</p> <p>・CIDAの他に、外務省は平和・安全保障基金、ローカル・イニシアティブ基金(在外公館を通じた小規模援助)、財務省は世銀グループ、債務救済を担当。その他、国際開発研究センター、保健省、国防省、公共事業・調達省などが援助に関与。</p> <p>・CIDAは援助政策の立案や支援実施に当たり、外務省等関係省庁とアドホックに協議を行う。G8案件や復興支援等は外務省が調整の中心になる。</p>	<p>・グローバルな市民性、公平及び環境の持続性といったカナダの価値観を推進、安全保障、繁栄及び統治に関しカナダの国益を増進(「対外政策に関する基本方針」より)</p>	無償・技協	立案: CIDAなど 実施: CIDAなど (ODA予算を計上しているのは8省庁・機関)
			有償	実施していない。
			国際機関拠出	CIDAなど
			OOF	輸出開発公社(EDC)